

仮執行宣言の申立てに必要なもの

① 仮執行宣言の申立書 1通

A4サイズの内紙を縦長にし、横書きで表側だけに記載してください。
内紙の左側に余白を3センチ程度設けてください。
申立印は、支払督促申立時使用の印を押してください。
ページ上部余白に捨印を押してください。
申立手数料(収入印紙)は不要です。

② 仮執行宣言付支払督促正本送達用郵便切手 アカイのいずれか (仮執行宣言の手続費用として請求できます。)

- ア 債権者用は簡易な受領方法でも構わない場合
(債権者用) 普通郵便(郵便切手94円)+受書(申立書の下欄に記載)
(債務者用) 特別送達(郵便切手1,204円×債務者数)
- イ 債権者用も特別送達を希望する場合
(債権者用) 特別送達(郵便切手1,204円)
(債務者用) 特別送達(郵便切手1,204円×債務者数)

※ 支払督促申立書のページ数が8枚を超えると、重量に応じた郵便料金が変わりますから注意してください。
例えば、支払督促申立書のページ数が9枚以上の場合は、上記各郵便切手1,204円が1,250円になります。
御不明な点は、担当書記官にお問い合わせください。

② 送達結果通知用 郵便はがき(又は郵便切手84円)×債務者数

債務者に対する仮執行宣言付支払督促正本が送達できたかどうかなどを債権者にお知らせするためのものです。はがきは、債権者の宛名を記載したものを提出してください。

岡山簡易裁判所

支払督促係 086-222-4214

(R5.10)